

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月25日
【会社名】	ユニ・チャーム株式会社
【英訳名】	UNICHARM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市金生町下分182番地 (上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記の場所で行っております。) 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館
【電話番号】	03(3451)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部長 島田 弘達
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館
【電話番号】	03(3451)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部長 島田 弘達
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,784,546,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ユニ・チャーム株式会社本社事務所 (東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館) ユニ・チャーム株式会社共振館 (愛媛県四国中央市金生町下分131番地) ユニ・チャーム株式会社大阪事業所 (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,593,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、2020年3月25日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対する当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第61期～第65期（2020年1月1日～2024年12月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である当社対象従業員に対して支給された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式を処分するものです。

また、当社は、割当予定先である対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

<本割当契約の概要>

譲渡制限期間

本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、2020年9月30日から2025年7月1日まで（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、対象従業員が定年その他正当な事由により退職した場合の取扱い

対象従業員が、当社又は当社子会社の使用人又はその他これに準ずる地位からも定年その他正当な事由により退職（死亡による退職を含む）した場合には、本割当株式の全部について、対象従業員の退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

なお、当社は、2020年3月25日開催の取締役会決議において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対しても、本制度に基づき、当社の第61期事業年度（2020年1月1日～2020年12月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする自己株式の処分を行い、2020年4月24日を払込期日とすることを決議しております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,593,100株	5,784,546,100	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,593,100株	5,784,546,100	-

- （注）1. 「第1（募集要項）1（新規発行株式）（注）1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象従業員に割当てする方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第61期～第65期事業年度（2020年1月1日～2024年12月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
当社の従業員：1,753名	1,049,900株	3,812,186,900	第61期～第65期事業年度分
当社子会社の従業員：1,437名	543,200株	1,972,359,200	第61期～第65期事業年度分

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,631	-	100株	2020年4月3日 ～2020年9月29日	-	2020年9月30日

- （注）1. 「第1（募集要項）1（新規発行株式）（注）1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象従業員に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第61期～第65期事業年度（2020年1月1日～2024年12月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
ユニ・チャーム株式会社 グローバル人事総務本部	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- （注） 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	3,500,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象従業員に対し、本制度を導入いたしました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第61期～第65期事業年度(2020年1月1日～2024年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする新株式の発行として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数4,200,000株、取得価額の総額12,500百万円をそれぞれ上限とし、取得期間を2020年2月14日から2020年12月23日まで(予定)とする自己株式取得枠の設定及び当該上限の範囲内で市場買付を行うことを決議しております。

また、当社は本自己株式処分のほか2020年3月25日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役、取締役を兼務しない執行役員及び当社の理事に対しても第三者割当による自己株式処分(以下「別件自己株式処分」といいます。)を決議しております。別件自己株式処分の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が2020年3月25日に提出した別件自己株式処分に係る臨時報告書をご参照ください。

(別件自己株式処分の概要)

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 81,400株
(2) 発行価格	1株につき3,631円
(3) 発行価額の総額	295,563,400円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 - 増加する資本準備金の額 -
(5) 募集方法	特定譲渡制限付株式を割当てる方法による
(6) 申込期間	2020年3月25日～2020年4月23日
(7) 払込期日	2020年4月24日
(8) 割当予定先及び割当株数	当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) 3名 38,800株 当社の取締役を兼務しない執行役員 20名 40,200株 当社の理事 5名 2,400株

(注) 発行価額の総額は、別件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自2018年1月1日 至2018年12月31日) 2019年3月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第60期第1四半期(自2019年1月1日 至2019年3月31日) 2019年5月15日関東財務局長に提出

事業年度 第60期第2四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第60期第3四半期(自2019年7月1日 至2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2019年3月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年3月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2020年3月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ユニ・チャーム株式会社本社事務所
(東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館)

ユニ・チャーム株式会社共振館
(愛媛県四国中央市金生町下分131番地)

ユニ・チャーム株式会社大阪事業所
(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。